

昭和五十三年六月十六日提出
質問第六五号

自衛隊の対潜警戒飛行艇墜落事故に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年六月十六日

提出者 山原健二郎

衆議院議長 保利茂殿

自衛隊の対潜哨戒飛行艇墜落事故に関する再質問主意書

本員は、六月六日「自衛隊の対潜哨戒飛行艇墜落事故に関する質問に対する答弁書」を受け取つたが、事故発生当日の海上自衛隊の行動に関して再質問する。

一 答弁書には、第五八一三号機は「十九時過ぎ頃、足摺岬南東約百五十マイル付近で目標を発見した」「三十一航空群司令は同機から二十時四十五分頃、報告を受けた」と記述されているが、第五八一三号機は目標発見と同時に、なぜ三十一航空群司令に報告せず、二時間近く報告を遅らせたのか。

二 答弁書によると「同機には、艦型識別の熟練者が乗り組んでいなかったこともあつて、国籍等を判別できなかつた」と記述されている。また、答弁書は、第三十一航空群司令は二十時四十五分頃、第五八一三号機から報告を受け、「直ちにこれらの目標が海上自衛隊に所属するもの

かどうかを上級指令部に照会したが海上自衛隊には該当するものがなかった。このため、自衛艦隊司令部が、在日米軍に照会したところこれらの目標は米軍に属するものと判断された：」とも記述している。この答弁書の記述では、第五八一三号機は水上艦艇と浮上航行する潜水艦を発見したものの、艦型識別もできず、米艦か自衛艦かの区別さえわからないまま、しかもそれを上級司令部に一時間四十五分もの長時間報告もせず、いたずらに「監視」し続けたということになり、これは極めて稚拙で笑止な行動としか考えられない。また、このことが第五八一二号機の墜落事故の重要な要因になっていたことは明らかである。

海上自衛隊は通常このようなずさんな対処の仕方をしているのかどうか。

三 第五八一三号機が目標を発見した時、潜水艦と水上艦艇はそれぞれどの方向に向かって航行していたのか、明らかにされたい。

四 第五八一三号機に関する答弁書の記述は、真実と相違する作為がなされているとしか考えら

れないがこの点について伺いたい。

右質問する。